

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和5年12月14日(2023.12.14)

【公開番号】特開2023-63335(P2023-63335A)

【公開日】令和5年5月9日(2023.5.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-084

【出願番号】特願2023-31147(P2023-31147)

【国際特許分類】

B60N 2/90(2018.01)

10

B60N 2/58(2006.01)

B60N 2/68(2006.01)

【F I】

B60N 2/90

B60N 2/58

B60N 2/68

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月4日(2023.12.4)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フレームと、

前記フレームに支持されたパッドと、

前記パッドの表面を覆う第1開口を有する表皮と、

前記表皮の裏面に結合し、前記第1開口と対向する第2開口が形成された板状のプレートと、

本体、前記本体から延出し、前記表皮の前記第1開口の縁部を表面側から覆う外端部、及び、前記本体から突出する係止部を備えたガーニッシュと、を有し、

前記係止部は前記プレートの裏側にて前記外端部に対峙し、前記外端部と協働して前記プレートを挟持し、

前記係止部の前記外端部と離反する側の面には、前記外端部から離れる方向に向かって、前記本体に近接する方向に傾斜する斜面が設けられているシート。

【請求項2】

前記表皮は前記プレートとともに、前記外端部と前記係止部との間に位置し、且つ、前記外端部と前記係止部とに挟持されている請求項1に記載のシート。

40

【請求項3】

前記外端部は前記第1開口の前記縁部に沿う環状をなしている請求項1又は請求項2に記載のシート。

【請求項4】

前記ガーニッシュは、前記本体から突出する突出部を備え、

前記プレートの前記第2開口の外周には凹部が設けられ、

前記凹部は前記突出部に対応する位置に配置されている請求項1～請求項3のいずれか1つの項に記載のシート。

【請求項5】

前記パッドには前記第1開口と整合する位置にて貫通するパッド開口が設けられ、

50

前記突出部は、前記パッド開口を画定する壁面に向かって突出し、前記壁面に当接している請求項 4 に記載のシート。

【請求項 6】

前記プレートは前記表皮の前記第 1 開口の周方向に沿って延在する縫合部において縫合され、

前記縫合部は前記凹部を避けた位置に設けられている請求項 4 又は請求項 5 に記載のシート。

【請求項 7】

前記突出部は 2 つの前記係止部の間に設けられている請求項 4 ~ 請求項 6 のいずれか 1 つの項に記載のシート。

10

【請求項 8】

前記突出部には周縁の少なくとも一部に沿って立設され、コの字状をなす立壁部が設けられている請求項 4 ~ 請求項 7 のいずれか 1 つの項に記載のシート。

【請求項 9】

前記プレートには、外周と、前記第 2 開口とを接続する切断部が設けられている請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 つの項に記載のシート。

【請求項 10】

前記本体は四角筒状をなし、

前記係止部は、前記本体の離反する方向を向く一対の側面にそれぞれ設けられている請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれか 1 つの項に記載のシート。

20

20

30

40

50